## 政令第二百六十七号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十五条第一項、 第四十八条第

一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

(外国為替令の一部改正)

第一条 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

別表の一六の項を次のように改める。

|  |            |                               |                                     |                                     | 六                                   |
|--|------------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|  |            | 定めるもの(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。) | 類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で | 第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五 | 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四○類まで、 |
| ************************************** | 掲げる地       | 表第三に                          | 管理令別                                | 輸出貿易                                | 全地域                                 |
| <u> </u>                               | · <b>_</b> | • •                           | / <b>4 4</b>                        | -24                                 |                                     |

(輸出貿易管理令の一部改正)

輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

第四 [条第 項 第 一 号中 「から第五号まで」を「及び第四号」 に改め、 同号イ中 第四号」 を削

第三号及び第四号」を「及び同号」に改め、 同項第三号中「一六の項(一)」を「一六の項」 に改り め、

同号ハ中「及び次号」を削り、 同項第四号を削り、 同項第五号中「第三号」を「前号」に改め、 同号を同

項第四号とする。

別表第一の一の項に次のように加える。

(十七) 軍用人工衛星又はその部分品

別表第一の二の項(三十五)の次に次のように加える。

(三十五の二) スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて、

ベローズシールを用いたもの ((三十五)及び三の項の中欄に掲げるもの

を除く。)

別表第一の三の二の項(二)5の次に次のように加える。

5の2 噴霧乾燥器

別 表第 0) 四の 項 (二十四) 中 「風 洞 を 「空気力学試験装置」 に改める。

別表第一の六の項(二)中「又はその部分品」を削る。

別表第一 0) 九の 項 (五の三) 中 「通信: 妨害装置」 を 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくは

これらの作動 を監視 する装置」に、 「その」 を 「これらの」に改め、 同項 五 の 五 ) を削り、 同 項 六)

中 五 の五 を  $\neg$ 五 の 四 」 に、 試験装置若 しくは修理用 の装置」 を 若 しくは試 **談装置** に

改める。

別 表第 0) 五.  $\bar{O}$ 項 回 一 の 二 中 「又は」 を「若しくは」に改め、 「無線送信装置」 の 下 に 「又はその

附属装置」を加える。

別表第一の一六の項を次のように改める。

六 第 関 税 五. 定率 匹 類から第 法 明 五 治 兀 九類まで、 十三年 法 律 第六三類、 第 五. + 匹 号) 第六八類から第九三類まで又は第九五 別表 第二 五 類 か 5 第四  $\bigcirc$ 類 ぶまで、 別表第三 全 地 域

|   | 類に該当する貨物(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)       | に掲げる |
|---|--|------|
|   |  | 地域を除 |
|   |  | <° ) |
|   | 附<br>則                                 |      |
|   | (施行期日)                                 |      |
| 1 | この政令は、平成二十五年十月十五日から施行する。               |      |
|   | (罰則に関する経過措置)                           |      |
| 2 | この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |      |

由

の貨物として指定することとする等の必要があるからである。

国際的な平和及び安全の維持のため、 軍用人工衛星等について、 経済産業大臣の許可を要する特定の種類